

千葉市地域健康づくり優良団体賞要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市健康づくり事業（地区組織向け）実施要領（平成25年7月1日施行）第13条に基づき実施する千葉市地域健康づくり優良団体賞について必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 この表彰の対象となる地区組織（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、各区保健福祉センター健康課は、毎年参加の承認後に千葉市健康づくり事業（地区組織向け）優良団体賞選考シート（様式第1号）（以下「優良団体賞選考シート」という。）にて評価・選考を実施するものとする。

- (1) 優良団体賞選考シートにおいて、100点中70点以上である団体
- (2) 上記(1)を満たした活動を3年間継続している団体で、表彰後も健康づくりの取り組みを継続する意思のある団体。なお、優良団体賞選考シートによる評価は、対象団体ごとに毎年実施し、それをもって表彰団体の選考を行うこととする。
- (3) 既に表彰を受けた団体においては、表彰年度の翌年度以降、更に3年間取り組みを継続した場合、再度表彰の対象とする。
- (4) 既に2度表彰を受けた団体においては、表彰年度の翌年度以降、表彰の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が表彰することを不相当と認める場合は対象としない。

(表彰の方法)

第3条 表彰は被表彰団体に対して表彰状をもって行うものとする。

- (1) 表彰状の様式は、様式第2号のとおりとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年、区長が別に定める日に行うものとする。ただし、被表彰団体として該当する団体がない場合は、これを行わないものとする。

(表彰の取り消し)

第5条 被表彰団体が著しく不当な行為を行い、市長が被表彰団体として適当でないと認めるときは表彰を中止し、又はすでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消された団体に対しては、すでに受領した表彰状の返還を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

千葉市地域健康づくり優良団体賞選考シート

作成年月日： 年 月 日

(区)

※各項目について、採点欄の数字に○をつけてください。 団体名：

評価項目	評価の視点	採 点					係数	得点			
		1	2	3	4	5		年 度	年 度	年 度	
1 運動の取り組みの 年間回数 備考 (年間52週)	*参加する機会が多いか 1：50～99回 (目安：週1回) 2：100～149回 (目安：週2回) 3：150～249回 (目安：週3回) 4：250～349回 (目安：週5回) 5：350回以上 (目安：毎日)		1	2	3	4	5	×6	/30	/30	/30
2 運動の取り組みの 参加平均人数	*多くの人に参加しているか 3：14人以下 5：15人以上				3		5	×3	/15	/15	/15
3 健康づくり促進の 環境整備のための 工夫	1：下記項目のうち1項目実施 3：下記項目のうち2項目実施 5：下記項目のうち3項目以上実施 ・参加カードの作成 ・チラシ・ポスター配布等 ・イベントの開催(親睦会等) ・誰でも参加できるグループであること を知らせる目印の表示 ・自主運動グループに登録している ・その他上記と同様の取り組み	0	1		3		5	×5	/25	/25	/25
4 総合評価 【配点】 取り組んでいる(1) 工夫がみられる取 組みがある(3) 他の見本となる 取り組みがある(5)	1)生活習慣の改善への取組姿勢 ・体を動かすことが習慣になっている ・健康に関する意欲・関心が高い 2)地域の絆づくりへの取組姿勢 ・挨拶や交流をしている様子がみられる ・支え合いの仕組みがある 3)その他の取組姿勢 ・健康づくり以外の活動も実施している ・継続や場の拡大について考えている ・計画的に会員を増やしている		1		3		5	×2	/30	/30	/30
			1		3		5				
合計									/100	/100	/100

【経年評価】

評価年度	年度	年度	年度
合計点			

【表彰年度】

年度

表彰状

千葉市地域健康づくり優良団体賞

様

貴会は地域において積極的な健康づくり活動を実践し健康増進に寄与されましたその成果は誠に顕著でありますよつてこれを表彰します

千葉市長 年 月 日

